

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

緊急経済対策のポイント

雇用調整助成金が拡充

こんにちは、高橋学です。新型コロナウイルス感染拡大による景気への悪影響を示す経済指標が増えています。先月号では「中小企業を応援する相談機関と支援策」を紹介しましたが、今月は4月30日に成立した補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」のポイントについて紹介しましょう。

下に、緊急経済対策のうち、中小企業の経営に関する主な施策をまとめました。「雇用の維持」に関する施策の中でまず覚えておきたいのが、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大です。中小企業に適用される通常の助成率は休業手当の3分の2ですが、休業要請に応じた企業の場合、最大全額を補助することが決められたほか、上限の引き上げも検討されています。

「資金繰り対策」としては、日本政策金融公庫等による特別貸付の継続に加え、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資制度を創設します。企業の資金繰りをさまざまなチャネルを使って支援します。

最大200万円の持続化給付金

次に「事業継続に困っている事業者支援」について見ていきましょう。事業者支援で注目されるのが、持続化給付金の交付と社会保険料の納付猶予の特例です。持続化給付金は、売上が前年同月比で50%以上減っている事業者等を対象として、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円の給付金を支給するもの。また、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予することができます。

また緊急経済対策には、多様な「税制措置」があることも覚えておきたいポイントの1つ。例えば、今年2月1日から来年1月31日までに納付期限が来る所得税、法人税、消費税等国税について、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、納付の猶予を受けることができます。こうした施策の活用で注意したいのが、これらを利用するには一定の要件を満たしたり、決められた書類等を提出する必要があることです。さらなる追加策も検討されそうなので、情報にアンテナを張っておきましょう。 **M**

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の骨子

■ 雇用の維持

- 雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大
- 新卒応援ハローワークにおける内定取消者に対する特別相談窓口の設置

■ 資金繰り対策

- 日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援（中小・小規模事業者への実質無利子化含む）の継続
- 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けられる制度の創設

■ 事業継続に困っている事業者支援

- 新たな給付金（持続化給付金）の交付
- 収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予

■ 税制措置

- 納税の猶予制度の特例
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

（注）5月18日現在。

（出所）内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」をもとに当社作成